

グリーン製品評価規定

富士通では、1993年度より、新製品の設計時からの環境汚染の未然防止と環境負荷低減を目的に、43項目にわたる「製品環境アセスメント」を実施しています。グリーン製品は環境面で特に優れた製品と位置づけ、「製品環境アセスメント」による評価を90点以上でクリアするとともに、さらに新しいグローバルな環境対策を取り込んだ「グリーン製品評価規定」をクリアするものです。「グリーン製品評価規定」においては、近年の循環型社会の構築に向けた法規制の制定や、エコラベル基準の整備などを踏まえ、環境配慮基準のレベルアップを定期的実施しています。

共通基準

大項目	中項目	共通基準	
製品環境アセスメント	総合評価点	製品環境アセスメントの総合評価点が90点以上であること。但し、アセスメント小項目に0点が全くないこと。	
省資源化	長期使用性	(1) 製品は、性能または機能を拡張できる構造を保有していること。 【電子部品、携帯製品、ユニット、顧客仕様品：対象外】	
	保証履行	(2) 国内に販売する製品の製造者の無償保証期間は、6ヶ月間であること。但し、パーソナル製品は、1年間であること。 【電子部品、海外向けの製品、顧客仕様品：対象外】	
	質量、体積、部品点数の削減	(3) 製品の質量、体積、部品点数の以下の基準において、1項目以上を満足しており、満足していない項目は、従来製品と比べて増大がないこと。 1) 従来製品と比べて、質量が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。 2) 従来製品と比べて、体積が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。 3) 従来製品と比べて、部品点数が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。	
	再生容易、可能プラスチック使用率	(4) 製品を構成する25g以上の再生容易プラスチック、および再生可能プラスチックの使用率は、25g以上のプラスチック全質量の90%以上であること。 【電子部品、製品内部のプリント配線板：対象外】	
	再資源化可能率	(5) 製品を構成する再資源化可能部材の使用率は、製品の質量に対して75%以上であること。但し、液晶ディスプレイ(LCD)ユニットを使用している携帯製品、およびモニタの再資源化可能部材の使用率は、製品の質量に対して50%以上であること。 【電子部品：対象外】	
リサイクル設計	プラスチック部品	(6) 製品を構成する25g以上、かつ平らな部分の面積が200mm ² 以上のプラスチック部品全てに材料表示があること(包装材を除く)。また、質量や面積に関係なく、可能な限り材料表示があること。 【電子部品：対象外】	
		(7) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品への塗装、またはめっきは必要最小限であること。 【電子部品：対象外】	
		(8) 製品を構成するプラスチック部品に、ポリ塩化ビニル(PVC)を使用していないこと。 【ケーブル被覆、電子部品の絶縁材料：対象外】	
	一次電池、二次電池	(9) ユーザの取り外しが想定される電池は、電池の取り外しと交換が可能な構造であること。	
		(10) ユーザの取り外しが想定されない電池は、電池交換、または修理において、プリント回路板などの全体交換することなく、電池交換できること。	
	分離・分解の容易性	(11) 製品は、素手と一般工具により、デバイス、プリント回路板、ケーブル、プラスチック部品、金属部品の単位に分離・分解が可能な構造であること。 【電子部品、自動機、人工衛星、海中継器、防衛向け製品、電波法に定められる無線設備：対象外】	
		(12) 製品の解体マニュアルを作成していること。 【電子部品、機器の機密部分：対象外】	
	化学物質含有規制	PBB、PBBO、塩化パラフィン	(13) 製品を構成するプラスチック部品に、PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド)、塩化パラフィンが含有されていないこと。
			(14) 製品を構成するプリント配線板に、PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド)、塩化パラフィンが含有されていないこと。
		鉛	(15) 社内で製造する製品に、鉛はんだが使用されていないこと。
	地球温暖化防止 省エネルギー	LCA	(16) 製品のCO ₂ 排出量を把握していること。
節電機能		(17) 製品は節電機能を保有していること。 【電子部品、顧客仕様品、製品の機能として節電機能の保有が許されない装置：対象外】	
消費電力値		(18) 従来製品と比べて、単位性能当りの平均消費電力値が小さいこと。	
環境情報の提供	-	(19) 回収リサイクルシステムに関する情報を製品添付書類に記載していること。 【電子部品、顧客仕様品：対象外】	
マニュアル	-	(20) 社外提出用ドキュメント類は、ドキュメント類全体の70%以上に再生紙を使用しており、その表紙などにプラスチックコーティングが使用されていないこと。	
包装材	省資源	(21) 段ボールは、古紙配合率が70%以上のものを使用していること。	
		(22) 包装材は必要最小限の使用量であり、従来機器の包装材と比べて5%以上の減量化、または空間容積率が30%以内であること。	
	リサイクル設計	(23) 包装箱に使用されている全ての紙系材料は、再生の妨げになるプラスチック等の貼り合わせ加工を施していないこと。	
		(24) 包装材プラスチック部品への材料表示は、以下の基準を全て満足していること。 1) 20g以上(発泡プラスチックは10g以上)のプラスチック材料全てに材料表示があること。 2) 材料表示は容易に確認できる位置にあること。	
		(25) 包装材の構成するプラスチック材料に、ポリ塩化ビニル(PVC)を使用していないこと。	
		(26) 保護袋は、再生容易プラスチック、または紙を使用していること。	
		(27) PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド)が含有されていないこと。	
化学物質含有規制			

製品群別基準[電子部品]

大項目	中項目	製品群別基準
環境ISO	電子デバイス全製品	(1) 製造に係わる全ての拠点で、ISO14001、またはこれに準じた環境マネジメントシステムを構築し、運用していること。
化学物質情報開示	LSI	(2) 当社が製品への含有を禁止している化学物質に関し、不使用証明書の発行が可能であること。
		(3) 製品に係わる下記の化学物質について、その含有量の開示が可能であること。 【砒素、ハロゲン化合物、アンチモン化合物、有機燐、ニッケル】
化学物質含有規制	LSI	(4) 無鉛はんだ対応が可能であること。
包装材	リサイクル設計	(5) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の20%以下であること。

製品群別基準 [携帯製品 / 小型製品 (機器の質量が3kg未満の製品)]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	再生プラスチック/再使用部品 (磁気ディスク装置、スキャナ)	(1) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
省エネルギー	省エネ法の遵守 (磁気ディスク装置)	(2) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値 (トップランナー) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守 (スキャナ)	(3) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの規制値を満足しており、登録申請していること。
化学物質含有規制	液晶ディスプレイユニット (LCDユニットおよびこれを使用している製品)	(4) LCD蛍光管の水銀含有量を把握していること。
		(5) LCD蛍光管の水銀含有量は、蛍光管1本当り5mg以下であること。
包装材	リサイクル設計	(6) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。

製品群別基準 [中型製品 / 大型製品 (機器の質量が3kg以上の製品)]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	再生プラスチック/再使用部品 (電子計算機、磁気ディスク装置、スキャナ)	(1) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
省エネルギー	省エネ法の遵守 (電子計算機、磁気ディスク装置)	(2) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値 (トップランナー) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守 (電子計算機、スキャナ)	(3) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの規制値を満足しており、登録申請していること。
化学物質含有規制	液晶ディスプレイユニット (LCDユニットおよびこれを使用している製品)	(4) LCD蛍光管の水銀含有量を把握していること。
		(5) LCD蛍光管の水銀含有量は、蛍光管1本当り5mg以下であること。
包装材	リサイクル設計	(6) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。

製品群別基準 [パーソナルコンピュータ]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	保守部品供給	(1) 保守部品の供給は、製造終了から最低5年間保証されていること。
	再生プラスチック/再使用部品	(2) 製品を構成するプラスチック部品に、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
	資源再利用	(3) 資源有効利用促進法に基づく、以下の機器の資源再利用を計算していること。 ・デスクトップパソコン本体: 50%以上 ・ノートパソコン: 20%以上 ・CRT / 液晶ディスプレイ: 55%以上
リサイクル設計	プラスチック部品	(4) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品は、ポリマ (ホモポリマ、コポリマ) またはポリマアロイを使用していること。
		(5) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品は、金属の埋め込み (インサート類) が無いこと。但し、一般工具により分離可能な金属の埋め込みは、対象外とする。
化学物質含有規制	一次電池、二次電池	(6) カドミウム、水銀、鉛が添加されていないこと。
	CRT	(7) カドミウムが添加されていないこと。
省エネルギー	省エネ法の遵守	(8) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値 (トップランナー) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守	(9) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モード、およびディスプレイがディープスリープモードの消費電力値を満足しており、登録申請していること。
	長期放置後動作保証	(10) 電源プラグを抜いた状態で、4週間以上放置しても正常に動作すること。但し、日付、時刻等といったタイマー情報の消失は障害とみなさない。
環境情報の提供	-	(11) 長期使用に関する情報を製品添付書類に記載していること。
		(12) カドミウム、シアン、鉛、クロム、砒素、フッ素、ホウ素、セレン、アンチモンを製品に含有している場合、その情報を製品添付書類に記載していること。
		(13) エネルギー消費に関する情報 (電源スイッチOFF状態、最大消費電力、最小消費電力、エネルギー消費の回避方法) を製品添付書類に記載していること。
包装材	リサイクル設計	(14) 発泡プラスチックの使用率は、以下の基準値を満足していること。 ・パソコン本体の包装に使用される発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。 ・ディスプレイの包装に使用される発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の20%以下であること。

製品群別基準 [プリンタ / 大型プリンタ]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源	保守部品供給	(1) 保守部品の供給は、製造終了から最低5年間保証されていること。
	再生プラスチック/再使用部品	(2) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
リサイクル設計	プラスチック部品	(3) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品は、ポリマ (ホモポリマ、コポリマ) またはポリマアロイを使用していること。
		(4) 筐体を構成する25g以上のプラスチック部品は、4種類以下の分離可能なポリマ、またはポリマアロイを使用していること。
化学物質含有規制	一次電池、二次電池	(5) カドミウム、水銀、鉛が含有されていないこと。
省エネルギー	国際エネルギースタープログラムの遵守	(6) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの消費電力値を満足しており、登録申請していること。
回収/リサイクルシステム	トナーカートリッジ	(7) トナーカートリッジは、回収とリサイクルを行っていること。
プリンタ用紙	-	(8) 古紙を原料とするリサイクル紙がプリンタ用紙として使用できること。
包装材	リサイクル設計	(9) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の20%以下であること。

使用済み製品の回収量実績

回収量推移: 地球資源の有効利用および循環型経済社会システムをめざし、富士通リサイクルシステムにおいて、グループをあげた使用済み製品の効率的なリサイクルに取り組んでいます。

使用済み製品の回収量推移

(単位: トン)

